

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第一号

昭和四十年十一月二十二日(月曜日)
午後四時十二分開会

委員の異動

十一月二十二日

土屋 義彦君
菅森 順造君
園田 清充君
多田 省吾君
向井 長年君

補欠選任

井川 伊平君
山内 一郎君
内田 俊朗君
宮崎 正義君
片山 武夫君

出席者は左のとおり。

寺尾 豊君
大谷藤之助君
久保 勘一君
草葉 隆圓君
長谷川 仁君
松野 幸一君
龜田 得治君
藤田 進君
森 元治郎君
二宮 文造君

委員

井川 伊平君
植木 光教君
梶原 茂嘉君
木内 四郎君
黒木 利克君
近藤英一郎君
杉原 荒太君
内田 俊朗君
田村 賢作君
中村喜四郎君

國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 坂田 英一君
運輸大臣 中村 寅太君
郵政大臣 那 祐一君
國務大臣 松野 頼三君
國務大臣 安井 謙君

内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省入国管理局長 八木 正男君

政府委員

日高 広為君
廣瀬 久忠君
柳田桃太郎君
山本茂一郎君
山内 一郎君
和田 鶴一君
伊藤 頼道君
稲葉 誠一君
岡田 宗司君
小林 武君
佐多 忠隆君
中村 英男君
羽生 三七君
横川 正市君
渡辺 勘吉君
黒柳 明君
宮崎 正義君
片山 武夫君
岩間 正男君
市川 房枝君

外務省アジア局長 後宮 虎郎君

外務省経済協力局長 西山 昭君

外務省条約局長 藤崎 萬里君

農林大臣官房長 大口 駿一君

水産庁長官 丹羽雅次郎君

水産庁次長 石田 朗君

通商産業省貿易振興局長 高島 節男君

電気通信監理官 野口 謙也君

郵政省貯金局長 稻増 久義君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

常任委員会専門員 増本 甲吉君

常任委員会専門員 結城司郎次君

常任委員会専門員 坂入長太郎君

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

事務局側

本日の會議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、土屋義彦君、菅森順造君、多田省吾君、園田清充君、向井長年君が委員を辞任され、その補欠として井川伊平君、山内一郎君、宮崎正義君、内田俊朗君、片山武夫君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案、

以上衆議院送付の四案件を一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。椎名外務大臣。

○國務大臣(椎名悦三郎君) ただいま議題となりました日本国と大韓民国との間の基本關係に関する条約等の締結について承認を求めの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、大韓民国政府との間で昭和二十六年十月の予備会談以来両国間の諸懸案を解決して同国との国交を正常化するための交渉を行なつてまいりました結果、先般ようやく全面的妥結に達し、昭和四十年六月二十二日に東京においてわがほう椎名外務大臣及び高杉代表と韓側李外務部長官及び金大使との間で、基本關係に関する条約をば

はじめ、漁業に関する協定、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定並びに文化財及び文化協力に関する協定に署名を行ない、紛争の解決に関する交換公文を行なつた次第であります。

基本関係に関する条約は、本文七カ条からなっており、両国間に外交及び領事関係を開設されることを定め、また、韓国政府が国連第三総会決議第九十五号に明らかに示されていることと朝鮮にある唯一の合法的な政府であることを確認する等、両国間の国交正常化にあつたての基本的な事項について規定しております。

漁業に関する協定は、本文十カ条からなり、附屬書並びに韓国の漁業水域に使用される直線基線に関する交換公文及び済州島水域における韓国の漁業水域に関する交換公文があります。この協定は、公海自由の原則の確認、漁業水域の設定、暫定的共同規制措置等、両国間の漁業関係について規定したものであります。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、本文四カ条からなっており、これに協定と不可分の第一議定書及び第二議定書が附屬しております。その内容は、両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権問題の解決について規定するとともに、韓国に対する三億ドル相当の生産物及び債務の無償供与並びに二億ドルの海外経済協力基金による円借款の供与による経済協力について規定したものであります。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定は、本文六カ条からなっており、戦前からわが国に居住している大韓民国国民及びその一定の直系卑属に対し永住許可を付与すること並びにそれらに対する退去強制事由及びそれらの者が日本国で受ける待遇について規定しております。

文化財及び文化協力に関する協定は、本文四カ条及び附屬書からなっており、両国民間の文化関係を増進させるための協力並びにその一環として一定の文化財を韓国政府に引き渡すこと等を規定しております。

また、紛争の解決に関する交換公文は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は外交経路を通じて解決すること及びそれができない場合には調停によつて解決をはかるものとするを規定しております。

これらの日韓諸条約の交渉については、すでに累次の国会の本会議及び委員会における質疑等を通じて明らかにしてきたとおり、政府としては、近隣関係にある韓国との問題をすみやかに解決して両国及び両国民間に安定した友好のきずなを樹立すべきであるとの考えから、諸懸案の一括解決の基本方針に従つて困難な交渉を打開すべくあらゆる努力を重ねてまいつた結果、今般これら六件の条約とそれに関連する諸文書について両国政府間において妥結を見るに至つた次第であります。

こうして、両国が久しく待望されていた隣国同士の善隣関係を主権平等の原則に基づいて樹立することが、両国及び両国民の利益となることは申すまでもありませんが、さらにアジアにおける平和と繁栄に寄与するところ少なからざるものがあるに信ずるものであります。

よつて、ここに、これらの条約等の締結について御承認を求め次第であります。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府は、大韓民国との間の諸懸案を解決し国交正常化を行なうため、昭和四十年六月二十二日に東京において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約その他の諸条約に署名いたしました。が、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

は、その第二条において、日韓両国間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになつたことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産等に対してとられる措置に対しては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定しております。したがうまいして、この協定が発効することに伴つてこれらの財産等に対してとるべき措置を定めることが必要となりますので、この法律案を作成した次第であります。

この法律案は、三項及び附則からなっており、協定第二条に該当する財産、権利及び利益に対する措置について規定するものであります。まず、第一項におきましては、韓国または韓国民の日本国または日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。

第二項におきましては、日本国または日本国民が保管する物の帰属について規定しております。第三項におきましては、証券に体化される権利について、韓国または韓国民がその権利に基づく主張をすることができない旨を規定しております。

なお、附則におきまして、この法律案の施行の日を協定発効の日としております。以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。(拍手)

○委員長(寺尾豊君) 次に、坂田農林大臣。○國務大臣(坂田英一君) 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案の提案理由及びその内容を御説明申し上げます。日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条におきまして、日韓両国は自国の沿岸から十海里以内の水域を、自国が漁業に關し排他的管轄権を行使する水域、すなわち漁業に關する水域

として設定する権利を相互に認めております。このことに伴い、わが国においても沿岸漁業の保護をはかるため、必要に応じかかる漁業に關する水域を設定し、当該水域においてわが国が行使する排他的管轄権に關し、大韓民国及びその国民に対する法令の適用を明らかにする必要があるものであります。これが、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。第一は、協定第一条の漁業に關する水域を政令で定めることとする規定であります。なお、この漁業に關する水域は、その設定の目的及び趣旨等からして最小必要限度にとどめるべきものであります。が、大韓民国漁船の装備の向上等に伴つて、今後わが国沿岸における大韓民国漁業とわが国沿岸漁業との交錯を生ずることが多くなることも考えられ、これら情勢の変化に応じて漁業に關する水域を設定するため政令で定めることとした次第であります。

第二は、漁業に關する水域において大韓民国及びその国民が行なう漁業に關しては、わが国の法令を適用することとする規定であります。これにより、具体的に適用される主要な法律は漁業法であります。が、同法及びその委任命令により大韓民国及びその国民の行なう漁業が規制されるほか、これらの規定に違反した大韓民国国民については罰則が課せられることとなるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(寺尾豊君) 次に、石井法務大臣。○國務大臣(石井光次郎君) 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案について、その提案の理由を説明いたします。

日韓両国の友好関係を増進するためには、長年にわたりわが国に居住している大韓民国国民にわ

が社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにする必要があります。このような観点から、日韓協定の一つとして、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定が締結されたのであります。

この法律案は、右の協定を誠実に履行するために必要となる永住許可、退去強制等について出入国管理令の特別規定を設けようとするものでありまして、本文九カ条及び附則からなっているものであります。

以下この法律案の内容の概要を申し述べます。

第一点は、大韓民国国民であつて終戦前から引き続き日本に居住している者及びその直系卑属として一定期間内に日本で出生し、引き続き居住している者のほか、永住を許可されているこれらの者の子として日本で生まれた者は、その申請により、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができるものとしたこととあります。法務大臣は、一般外国人の在留管理に当たつておりますので、これを主管大臣としたのであります。

第二点は、永住許可の申請、その審査及び許可について手続規定を設けたこととあります。すなわち、申請者の便宜をはかり、申請手続の窓口事務は居住地の市町村の事務所において行なうべきものとしたのであります。法務大臣が審査を行なうに必要なる事実調査は入国審査官または入国警備官をして行なわせるものとしたこととあります。

第三点は、永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に対するよりも著しく制限を加えたこととあります。すなわち、永住許可を受けている者に対しては、内乱、外患、外交に関する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によりて罰せられた場合のほか、七年をこえる重刑に処せられた場合等に限って、退去強制の手続をとり得るものとされているのであります。

第四点は、虚偽の申請をして永住許可を受けた者や威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に対して

する罰則を設けたこととあります。適正、迅速かつ自由な申請手続を保障しようとする趣旨に出たものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(寺尾豊君) 政府委員から補足説明を聴取いたします。藤崎条約局長。

○政府委員(藤崎萬里君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等並びに財産権及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の補足説明をいたします。

去る六月二十二日に東京において日韓両国代表の間で署名されました基本関係、漁業、請求権及び経済協力、在日韓国人の法的地位及び待遇、文化財及び文化協力、並びに紛争解決に関する諸条約について、交渉経緯及び内容のおもな点を御説明申し上げれば次のとおりであります。

第一に、基本関係に関する条約は、韓国がわが国より分離独立して以来、日韓両国間に懸案となつて居る諸問題を解決して国交を正常化するために、両国が過去の関係を清算して今後相互に友好的な関係を維持していく上で最も基本的な事項について合意を見た諸点を内容とするものであります。

一般に、二国間において国交を開くためにこのような条約を結ぶことは必ずしも必要とされませんが、日韓間におきましては、過去の歴史的関係、韓国政府の特殊な国際的地位、日韓交渉の経緯等から見まして、このような条約を締結することによって将来の日韓関係を規律することが必要であると考へられた次第であります。

この条約は、七カ条よりなり、その効力発生とともに両国間に外交関係が開設され、大使の交換が行なわれ、また、両国政府の合意する場所に領事館が設置されること、一九一〇年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結された

すべての旧条約及び協定はもはや無効であることが確認されること、大韓民国政府は、国連総会議第九十五号(III)に明らかに示されているところの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認されること、両国は相互の関係において国連憲章の原則を指針とするものとし、また、相互の福祉及び共通の利益を増進するにあつて、国連憲章の原則に基づいて協力するものとする、西国間の貿易、海運その他の通商の関係を安定した基礎の上に置くための協定及び民間航空運送の協定の締結交渉をできる限りすみやかに開始すること等を内容としております。

第二に、漁業に関する協定は、十カ条よりなり、附属書及び協定第一条の実施についての二交換公文があります。この協定は、漁業資源の最大の持続的生産性の維持及び保存並びに合理な発展をはかり、両国間の漁業紛争の原因を除去して相互に協力することを目的とするものであります。漁業問題については、韓国が昭和二十七年に一方的に設定したいわゆる李ラインをめぐつて両国の立場が鋭く対立したため交渉は著しく難航したものであります。この問題については、協定の前文において公海自由の原則の尊重が確認され、また第四条によつてそれぞれの国が漁業水域を設定する権利を有することを認め、その外側における取り締まり及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行なうことと定められた結果、今後はこの協定による規制や制限以外には韓国によるわが国漁業に対する一方的措置はとり得ないことが確認され、漁業水域外の公海において韓国官憲による不法な拿捕留置などの不幸な事件の発生がなくなることを協定上確保されたわけであり、このほか、協定は、共同規制水域を設定して暫定的共同規制措置をとること、両国間の漁業関係の秩序の維持、漁船の安全操業の確保、紛争解決のための措置等について規定してあります。

第三に、財産及び請求権の解決並びに経済協力に関する協定は、四カ条よりなり、二議定書が附属してあります。この協定は、日韓両国間の歴史

的な特別の関係にかんがみ、また両国間の将来の友好関係の確立という大局的な見地から韓国の経済の発展に寄与するため、韓国に対し無償供与三億ドル及び長期低利の借款二億ドルの経済協力を行なうこととし、これと並行して両国間の請求権問題を完全かつ最終的に解決することについて規定しているものであります。

わが国は、日韓間の請求権問題の解決にあたり、韓国側の請求項目のうち法的根拠があり、かつ事実関係も立証されるものについては支払いを認めるとの立場をとつてきたわけであり、交渉の結果、法的根拠の有無について日韓間の見解に大きな隔たりがあること、また戦後十数年を経過し、事実関係を正確に立証することはきわめて困難なことが判明するに至りました。このような日韓間の対立を放置し、日韓国交の正常化をいづまでもおくらせることは、大局的な見地から見て適当でないことは明らかであるため、いわゆる大平・金了解を基礎として、わが国が韓国に対し経済協力を行ない、これと並行して、両国間の財産及び請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することとしたのであります。

請求権問題の解決につきましては、協定第二条において、平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことが規定されており、また、この条の規定による処理の対象から除かれる一定の財産、権利及び利益のほかは、この協定の署名の日一方の国の管轄下にある他方の国及び国民の財産、権利及び利益に対する措置並びに一方の国及びその国民の他方の国及びその国民に対する請求権に関しては相互にいかなる主張もすることができないものとする旨が規定されております。

経済協力に関する協定は、この協定は、韓国に対し三億ドルに相当する日本国の生産物及び日本人の役務を十年間にわたつて無償で供与し、また、二億ドルまでの海外経済協力基金による長期低利の円借款を事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の調達に充てるものとして、同じく十年間にわたつて供与することを定めてあります。

す。また、協定の第一議定書は、前記の無償供与の実施手続として実施計画の決定、契約の締結及び認証、韓国使節団の設置等について規定し、第二議定書は清算勘定残高の返済及び返済のない場合の無償供与からの減額について規定しているものであります。

第四に、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定は、六方条よりなり、日本国に居住し一定の要件を満たしている大韓民国国民に日本国の社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにすることによって、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを目的とするものであります。すなわち、この協定は、これらの韓国人に対してその申請に基づいて日本国での永住を許可することとするともに、それらの者に対する退去強制事由の特例を定め、また、教育、生活保護、国民健康保険等についての一定の待遇を規定しております。

この協定の対象となる韓国人は、戦前に日本人として来日し、現在まで引き続き日本国に居住している者及びそれらの者と密接なつながりを持つ一定の直系卑属であり、日本国の社会と特別な関係を有している者でありまして、その日本国における法的地位及び待遇の問題は、単にそれらの者自身の問題のみではなく、長い将来にわたりわが国の社会に影響を及ぼすものであつて、今次の国交正常化にあつて日韓両国間において解決を必要とする重要な問題の一つであつた次第であります。

第五に、文化財及び文化協力に関する協定は、四方条及び附属書よりなり、両国の文化における歴史的な関係にかんがみ、両国間の国交の正常化に伴い、両国間の文化的な交流が活発化することを予想して、両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与するため結ばれるものであります。

この協定は、両国政府は両国民間の文化関係を増進するためできる限り協力すること、日本国政府は、韓国民がその文化財について有する深い関

心及び朝鮮動乱で韓国の文化財の多くが焼失または散逸したことにかんがみ、文化交流の一環として附属書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続に従つて協定の効力発生後六カ月以内に韓国政府に引き渡すこと、また、両国政府は、自国の美術館等学術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えること等を内容としております。

第六に、紛争の解決に関する交換公文は、国交正常化にあつての両国間の諸懸案の全面的解決の一環として、竹島の領有権をめぐる紛争問題の解決をはかることを目的として行なわれたものでありまして、これにより、両国間のすべての紛争は、別段の合意がある場合を除くほか、外交上の経路を通じて解決されること及びそれができなかつた場合には、調停によつて解決がはかられることとなるわけでありまして。

なお、この交換公文には竹島という名前は明示されておきませんが、ここに言う「両国間の紛争」に竹島が含まれることは、この問題をめぐることまでの経緯から見ても客観的にきわめて明白であり、また条文解釈の問題としても、この公文に言う「両国間の紛争」に竹島問題を含まないと、この段の合意がなされていられない以上は、この問題がここに含まれることは明らかであります。

次に、大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案につきまして、その立案の趣旨及び規定の内容の御説明を申し上げます。

さきに御説明いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、その第二条において、一方の国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日

に他方の締約国の管轄のもとにあるものに対する措置について、今後いかなる主張もなされ得ないことを規定しておりますが、協定の対象となるこれらの実体的権利について具体的にいかなる国内的措置をとるかにつきましては、当該締約国の決定にゆだねられております。したがって、わ

が国については、大韓民国及びその国民の実体的権利をどのように処理するかについて国内法を制定して、同条に言う措置をとることが必要となつたわけで、これがこの法律案を作成した理由であります。

この法律案は、このような協定の規定が合意された趣旨に従い、第二条に該当する韓国人の実体的権利については原則的にすべて処理することを規定しております。第一項は、韓国または韓国民の財産権で、日本国または日本国民に対する債権及びその目的たる物と、日本国もしくは日本国民の所有物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。第二項においては、日本国または日本国民が保管する韓国または韓国民の物であつて、協定第二条の財産等に該当するものは、その保管者に帰属せしめることとし、第三項において、物に化体される権利で協定第二条の財産等に該当するものは、前二項の適用を受けるものを除き、権利行使を停止し、その帰属については政令で定めることを規定しております。なお附則におきまして、この法律案は、協定発効の日から施行することを定めております。

○委員長(寺尾登吾) 八木入国管理局長。
○政府委員(八木正男君) 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案の条文について御説明申し上げます。

日韓両国の友好関係を増進するためには、長年日わたりわが国に居住している大韓民国国民にわが社会秩序のもとで安定した生活を営むことができれば、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定——以下「地位協定」と略称します——が締結されました。

この法律案は、右の協定を誠実に履行するため必要となる永住許可、退去強制について、一般法たる出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十

九号)の特別規定を設けたものでございます。この趣旨は題名においても明らかとなっております。まして、この法律案に特別の規定がない事項は、出入国管理令の規定によることとなるのでござい

ます。以下、この法律案の各案につき御説明申し上げます。

第一条は、地位協定に基づく永住について規定したものでございます。

日本政府は、地位協定第一条の規定に基づき、一定の要件を具備する大韓民国国民が一定の期間内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可することとなっております。地位協定第一条1及び2はこれらの永住の許可を受けられる者の範囲を次のように定めております。すなわち、大韓民国国民であつて、

(一) 昭和二十年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本に居住している者
(二) 右(一)に該当する者の直系卑属として昭和二十年八月十六日以後地位協定発効の日から五年以内に日本で生まれ、その後申請の時まで引き続き日本に居住している者
(三) 右(一)又は(二)に該当する者として永住を許可されている者の、その子として協定発効の日から五年を経過した後日本で生まれた者がそれでございます。

本条第一項は、右に述べた地位協定第一条1及び2に規定する大韓民国国民について、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができることとしました。すなわち、この許可を受けた者は、本法第六条第一項各号に掲げる退去強制事由に該当する場を除き、終生その意に反して本邦外に退去させられることはないこととなるのであります。

本条第二項は、右に述べた地位協定第一条1及び2に規定する大韓民国国民が同協定第一条1から3までに定める期間内、(これは原則として協定発効の日から五年以内または出生の日から六十日以内でございます。)この期間内に永住許可の申請

をしたときは、法務大臣がこれを許可するものといたしました。法務大臣は、一般外国人の在留管理に当たっておりますので、これを主管大臣としたものでございます。

第二項は、「日本国政府の定める手続に従い」と規定する地位協定第一条1及び2に基づき、永住許可の申請手続について規定したものでござい

第一項は、申請は、外国人登録、住民行政の面で申請者の最も身近にあるその居住地の市町村を窓口とし、申請者自身が当該市町村の事務所に

出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真

提出して行なわなければならないことを規定いたしました。ただし、写真は、十四歳に満たない者については提出することを要しないものと

なす。なお、法務省令においては、提出書類は、永住許可申請書、旅券もしくはこれにかわる証明書

または大韓民国の国籍を有している旨の陳述書、家族関係及び居住経歴に関する陳述書並びに外国人

登録証明書とし、その様式、提出数等につき所要の規定を設け、また、提出すべき写真の規格及び

提出数を規定する予定でございます。

第二項は、代理申請について規定いたしました。地位協定に基づく永住許可の申請は、意思能力に基準を置き、できる限り本人の意思を尊重する

というたてまえから、本人が十四歳以上であるときは、本人みずからこれをし、十四歳未満であるときは、親権を行なう者または後見人がかわつて

書類及び写真の提出があつたときは、永住許可を受けようとする者が申請にかかる居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査をした上、これらの書類

及び写真を都道府県知事を経由して法務大臣に送付しなければならぬことを規定いたしました。

ただし、すでに述べた旅券またはこれにかわる証明書及び外国人登録証明書については、その性質上法務大臣に送付することは適当でないので、法

務省令においてこれを送付することを要しない旨を規定する予定でございます。書類等の送付につ

いて都道府県知事を経由することとしたのは、行政指導上の必要に基づくものでございます。

第三項は、許可要件を具備しない者に対してはやまつて永住許可をすることのないよう、許可要件に関する事実の調査につき規定したものでござ

います。

第一項は、法務大臣は、審査のため必要があるときは、入国審査官または入国警備官に事実の調

査をさせることができるものといたしました。

第二項及び第三項は、入国審査官または入国警備官は、調査のため必要があるときは、関係人に

対し出頭を求め、質問をし、もしくは文書の提示を求め、または公務所もしくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること

を規定いたしました。なお、旅券またはこれにかわる証明書がなく、国籍に関する陳述書を提出したときは、日本政府の権限ある当局の文書により大韓民国政府の権限ある当局に照会し、回答を得ることが合意されております。

第四項は、永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載について規定したものであります。

第一項は、法務大臣は、地位協定に基づく永住許可したときは、永住許可書を都道府県知事及び市町村の長を経由して交付することを規定いたしました。永住許可の重要性にかんがみ、許可書を交付してその事実を本人に通知するため

第二項は、都道府県知事または市町村の長は、地位協定に基づく永住許可を受けた者にかかる外国人登録の写票または原票及び登録証明書にその旨を記載するものとするを規定いたしました。

外国人登録は在留外国人の居住関係及び身分関係を明確にして公正な管理に資するためのものでござい

ますので、永住許可の事実を外国人登録上に反映させることが必要だからであります。

第五項は、永住許可が効力を失う特殊な場合を規定したものでござい

ます。地位協定に基づく永住許可であっても、出入国管理令上の在留資格と同様、本邦から再入国の許可を得ないで単純に出

国し、または退去強制された場合等は失効するのであります。この規定はさらに大韓民国の国籍を失つたときは、その者は地位協定の対象となら

なくなりますので、その永住許可は効力を失うことを明らかにしたものであります。

第六項は、地位協定第三条に基づき、強制退去に関する出入国管理令第二十四条の特例を規定したものであります。

第一項各号は、退去強制事由について、地位協定第三条(a)、(b)、(c)及び(d)を国内法に明確化したもので、第一号は同条(a)に、第二号は(b)前段に、第三号は(b)後段に、第四号は(c)前段に、第五号は(c)後段に、第六号は(d)にそれぞれ対応するものであります。

第二項は、第一項第三号に定める「日本国の外交上の重大な利益を害した」ことの認定は、その事柄の性質上、法務大臣があらかじめ外務大臣と協議して行なわなければならないものとしたのであります。

第三項は、退去強制の手続は出入国管理令に規定するところによるので、同令の規定で「第二十条各号」とあるもののうち、地位協定に基づく永住許可を受けている者に適用されるべき手続規定については、「第二十四条各号」とあるのをこの法律の第六条第一項各号とすることを規定して

お

り

ます。

第七項は、地位協定第五条に基づき、地位協定に基づく永住許可を受けた者について、この法律に

特別の定めがある場合のほか、たとえば、出国の手続、再入国の許可等について一般法である出入国管理令の適用があることを、念のため規定したものでござい

ます。

第八項は、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細目的事項を法務省に委任することを規定したものであります。法務省令

においては、第二条の規定により委任されているものを含め、提出書類の枚数、様式等を規定する予定でございます。

第九項は、許可手続を適正、迅速かつ平穩円滑に行なうため、最少限度の罰則を規定したものであります。

第一号は、地位協定に基づく永住許可の効果の大きいことにかんがみ、許可要件を欠く者に対して許可することのないよう虚偽の申請をして永住許可を受けまたは受けさせた者を処罰することを規定いたしました。

第二号は、自由意思に基づく申請を他人が威力を用いて妨害することのないよう、これを処罰することを規定したものでござい

ます。

附則として、この法律は協定の効力発生の日から施行することを規定して

お

り

ま

す。

直ちに質疑に入ります。藤田進君。

○藤田進君 議事進行 質疑に入る前に、質疑じゃないのですよ、議事進行だから。

○委員長(寺尾豊君) 私は藤田君を質疑のために指名をいたしました。

○藤田進君 議事進行のために、日韓問題に入る前段に、委員長はじめ意見を申し上げ、ただしい。

いま国民は、おそらく日韓条約に賛成の者はもとより反対の者でも、本月、十一月六日の衆議院特別委員会の事情、さらに引き続いて十二日における衆議院の事情、これらについてはおおむね有力な意見は出尽くして

お

お

お

お

お

お

お

お

議の運営等を含めて、なせもつと掘り下げた、政府は政府として、答弁を回避しないで、十分なる答弁をしないと、そういう声はほろいとして起きているときであります。ところが、一昨日、二十日の委員会の職権における事情、またその席上寺尾委員長は、決して強行採決であるとか、いやしくも非民主的な委員長の運営というものはしないということを確約したのは一昨日のことです。それが本日また繰り返して職権という、この委員会の招集をし、会派間のまとまりもいままにたたいままでの運営をやつてこられた。いわば衆議院における、かようなあるまじき違憲的なあの状態が、すでに参議院の自民党なり政府には感傷してきていることを証明するものです。私も、日韓問題については衆議院の事情を踏まえた上でさらに国民によく日韓の交渉なりその結果としての条約、協定を掘り下げてよく知ってもらおう、ついでには、参議院の特殊事情として、みずからも言われているような委員が一名のところ、いわゆる小会派という複雑な多数会派を持っている参議院としては、ほんとうに民主的に、しかも慎重に審議をするためには、理事懇談会にも応じ、特別委員会に名簿を送り、そうして一昨日の土曜日に理事懇談会に臨んで、今後運営される日韓に對する方法について協議をやつてきた。そうして本日、二十二日に再び集まるというところで、私も、私ども定期にちゃんと出席して、いままに政府に對してもできるだけ早目に資料を要求することのほうが適當であろうというところで文書にし、そうして本日は各省庁の窓口の諸君にも来てもらつて、いろいろ取り違ひのないように、提出の時期を含めて相談をやつてまいりました。さらに、委員長が議題として出してきたところの委員長及び理事打ち合わせ事項の委員会の持ち方、質疑の方法あるいは時間、質疑の順位あるいは公職会の開会の要求に関する件、さらに今後の委員会の持ち方、これがよく夕方四時前後になつて自由民主党からも一つの提案があつて、質疑順位については、まあ十人ぐらいまでとりあえずきめ

ていっただらうかというところにも同調をして、これもきまらなければ。ところが、全体の審議をいたします土俵というものが一体いつまでかという意思統一がないと、各会派においてもそれぞれの質問者に質問時間を割くわけにもまゐりません。したがつて、そのことを相談をしようというところで、公職会については、自由民主党は中央公職会を一日一回ということに對して、審議を深める意味においても、地方公職会を少なくとも複数の数カ所設けたらどうだろうか、そのやり方については、能率のあがるようにというようなことになり、与党自民党の理事とされても、ここでいきなりきまらなから、ひとつ持ち帰つて相談をしたいと、それじゃわれわれのほうも質問時間なり、あるいはその質疑順位なり公職会について等、会派に相談をいたしますから、自由民主党も相談をしてもらいたい、その時間は十五分くらいで何とかならないだろうかと言つたのはむしろこちらのほうなんです。まあ十五分はまあ、短時間の打ち合わせで集まつて、委員長を囲んでの理事打ち合わせ会において、突如として、委員長が公約した、速記をつけての、おとといの無理はない、今朝来打ち合わせ会でもしはば委員長は言明した、そのようなことはいたしませんと言つたことに反して、ここに職権で開くということについては、伝え聞くところによると、委員長はそのような手荒なことはしたくない、そういうすべはとりたくないと言つてこられたように、私はこれは伝え聞くところですが、ところが、自由民主党を代表する五名の理事、またこれの背後にある機関が、しやにむに委員長をして今日このような事態に追い込んだものと解するはかばかではない。(「そういうことはないぞ」と呼ぶ者あり) それじゃ、委員長がじきじきにこういふことを始めたのか、君にあつたからまた答弁を願わなければならぬが、このようなことは、国民が期待している外交問題については、ことに日韓の問題については問題が多い、衆議院はかかる事情だということ、出発点をお互いに踏まえて、委

員長が公平に中立の立場で運営をされるということがなければ、これは先が思いやられるんです。私は、いきなり質疑に入らうとされたけれども、そういうやり方について、委員長はどういう事情のもとにこうせざるを得なかつたのか、委員長をしてそれがどうさせたかという、これは皆さん委員の中にも意見が出ておられるように、ぜひ聞きたい。こんなことで今後の委員会というものがスムーズに持てますか。何でもかでも多数がきめ、委員長を押し出して、押し上げて、突き上げていけばどうにもなるんだと。私は、衆議院の事態等については、あらためて質疑の申し合わせができた日から佐藤総理大臣に、施政方針演説、所信表明、さらにはしばしば言われているその政治に対するかまへといふものと実際にやられておられることについては、どうしても国民の納得のいくようにたださなければなりません。きょうは委員長にまずこれをただしたい。

繰り返して要約いたしますと、委員長が就任される委員会そのものも、必ずしも円満なスムーズな状態ではなかつた。しかし、それはそれとして、就任された当初のあいさつなり質疑の中から、いま行なわれておられるような、いやしくも職権でというようなことはいたしません、こういう明言をされているにかかわらず、今日このような取り運びをされたことについての経過と、委員長の所信と、また今後に対する一聞いてもむだかもしれない、言つたこととやることは違ふのだ。しかし、あらためてここで聞きたい。

第二点は、以上申し上げた要約としては、一体委員長としては、いま国民は何を望んでおるか。与党の理事打ち合わせ会における発言を聞くと、汽車をまず出してからの話にしようじゃないか、こう言うのですね。それじゃダイヤに組んでいな列車を出したらどうなりますか。いわんや、新幹線に乗るのか旧東海道線で行くのか、青森か下関かわからないままに、とにかくけんかをぶつ始めていけば何とかなるだろうというふうな、第二院の良識を期待されておる参議院の委員長として

そういうことでよいのかどうか。国民はどう考えておるといふふうにあなたは把握されておるか。これが第二の点であります。

また第三の点は、理事打ち合わせ会等で、私も議事の進行については全く献身的にやつてきたはずで、滞りなく話し合いがきまつて、最後まで定められないものについては、これはしようがないです。そこまでやつてきたのだが、公明党を含めわれわれ野党の理事、これが打ち合わせ会において、委員長をしてかくあらしめた理由があつたのかどうかはつきりしてもらいたい。それではほんとうに国民は失望するでしょう。

あとさらにござりますが、多くを申し上げて、答弁漏れになることは私の好むところでない。

以上三点について、議事進行上、この際あなたのはんとうの心といふものをまず御答弁をいただきたい、私が納得いくものなら納得をして、あらためて質疑にも一質疑、質疑と言われまますから、入りもいたします。きょうはこのまま入れるような状態ではないのです。わかりましたか、質問の要旨は、わからなければまだ言いますが、とりあえず三つについて納得のいく説明をしてもらいたい。

○委員長(寺尾豊君) お答えをいたします。

一昨日、不肖私が各位の御推挙によりまして本特別委員会の委員長に選任をされました。そのときにごあいさつにも申し上げましたように、特に国民がこの日韓条約並びに案件等には深い関心を持つておる、できるだけすみやかに、できるだけまた綿密に審議をしてほしい、これは私は国民の声であらうと存するのであります。そのときに藤田さんその他から、確かに私に對して、審議は慎重にやるのか、また衆議院で行なつたようなあの強行採決のようなものはやらないか、十分審議を尽くします、さうな無理な採決は私はいたしませんということを確かに申し上げたのであります。しかし私は、本日のこの開会は、国民の期待に沿ふものだと私は確信をいたしております。すでに衆議院が承認可決をされてから十日を経

過をいたしております。一昨日は、その特別委員会の構成も、参議院において皆さま方の御努力によつてできました。不肖私が、微力の身をもって委員長にもさせていただきました。国民は——これは他院のことを申し上げてはなはだ私は申しわけがございませぬが、衆議院では十分な審議が行なわれなかつたんじゃないというふうな声も私は聞いております。しかし、衆議院には衆議院の事情があつたのでありますから、私はこれに對して衆議院にとやかく言うものではございませぬが、私はひたむきに、ひたむきにこれは一日も早く提案理由の説明を政府からも聞いて、関係閣僚から、また、特に佐藤内閣総理大臣からは親切丁寧なる説明がほしい、このことをするのが不肖私が委員長に当選をさせていただいた大きな使命であると、私は決意をいたしました次第であります。本日、理事会ということには銘打つことができなかったもので、この点は遺憾であります。これは社会党さんの御都合もあつて、理事懇談会ということによつてほとんど四、五時間を通じて、この審議をいかにするか、公聴会をいつどういうふうな形においてやるかといったようなことについて、まことに真剣な、協力的な御審議をいただいたことを、私は藤田さんはじめ亀田さんその他にも、心から感謝をいたしておりますが、私がただ心配をいたしましたのは、すでに参議院に送付をせられて十日間を経過しておる。あとわずかに十数日しかない。そうして見れば、一昨日すでに特別委員会の構成ができたのでありますから、昨日は休んで、本日はぜひにも委員会を開催したいということ、私は一昨日から本日にかけてしばしば同僚議員にも、また本日は、社会党の皆さまにもお願いを繰り返してまいりました。しかし、不幸にしてこれが聞き届けていただかぬなかつたのであります。私はこのときは、私は身をもちつて本日の提案理由の説明並びに質疑等は、特に社会

あつたかも知れませぬけれども、私の真意は、国民にかくすることが期待にこたえるゆえんだと、こういうことでもございまして、何とぞひとつ各位の寛大なる御理解をお願いを申し上げたいのであります。

用、ただ、ていどにそのらで言わしておけばいい、時間が来たらこつちのものをやるんだと、そういうことしか思はないじゃないですか。どうしようと言われたのです。こへ早く来た者が勝ちということなのか、自席からやつてもいいのか、これじゃし、われわれ今後日韓特別委員会の理事として委員長から指名を受けてやつていられる者としては、さっぱりつかみどころがないじゃないですか。私が言つてゐるのが無理ですか。しかし、それでも一昨日なり今朝の打ち合わせで、とにかくこねて、順位もきめまい、それもだめ、これもだめでやつてきたということじゃなかつたでしょう。委員長のことは表現を聞けば、協力してくれたというふうなことがあつた、その協力している最中に、時間が来たらカチツというの、一体どういふことかと言つて行きます。行きたりばつたり、質問者を立ててやつて、いいのですか。私は衆議院の事態その他については、わが会派あるいは他会派も同様でしょうが、総理はかに日韓問題の大前提としてこれはただし、やりませんが、まず政府を責める前に、わが参議院の委員会がこつていたらくで、一体どうなるのですか。委員会開いて、ただいまより質疑だとおつしやるけれども、繰り返すようだが、どうしたらよかつたのですか。われわれ非のあるところがあれば言つて下さい、ここで。

だ遺憾であると考えております。で、委員長が先ほどお答えになつたことをじつと聞いていたわけですが、一つは、現在の事態の全体に対する認識の狂いがあるのじゃないかという感じを持つておられるわけですか。この点がやはり考え方を改めておいてもらひませんか、これから毎日の委員会運営でたいへん困るのではないかと思ひます。

○藤田進君 非常に苦しい前後矛盾だらけの御答弁ですが、これはまあ委員長の心情複雑なものがあるうかと思つても、それではあれですか、委員長としては、これにもかくにもこの委員会をさへ開けば前に進むと、——それじゃお尋ねしますが、何ら破裂することもなければ、スムーズに過去の予算委員会その他の質疑の順位、各会派のね、そういうことも委員長が主宰されて、懇談会が相当進んで、そうしてこの辺でひとときめたと、あつたのでなしに、きめかけというので、あとは持ち時間等について話してみようかと、いや公聴会はどうだと、先ほど指摘したとおり、いきなりここで開いて、じゃどうしようと言われたのですか。まだ打ち合わせ会では、委員長が開会を宣したならば、それじゃ何からやろう、質問はだれから立てよう、それじゃなですか、いまのあなたの発言をみると、これから質疑に入るようなことを言われてゐる。早くこへ来た者が質疑をやつてよかつたというふうになるのですか。早い者勝ち、始めた時間もうとにかく終わりで、早い者勝ち、にやしようがないだろうと、そういうことに、理の当然、なるでしょう。そういうことがあつたのでは、わが参議院までが国民からの期待に反することじゃなしに、出る前にダイヤを組もう、經由路線はどこだということ、鋭意やつていた最中に、突如として、さあ四時だ四時だというふうなこと、お忙しいはずの佐藤さんはじめちゃんとお待ちになっているところからみると、委員長が切なる国民の立場からその思ふゆゑをもつてとおつしやるが、相当これは計画的じゃありませんか。ねえ、どう。ここで開いて、さあ質疑に入る予定だつたのですか。話し合ひはもう一切無

○委員長(寺尾豊君) お答えいたします。本日、社会党さんのほうからは、十数名の質疑通告がございまして、したがひまして、私は本日委員会をぜひとも開きたい、そうして政府の提案理由の説明を求めて、質疑をお願いしたい。それからなお、いま公聴会そのほかの、あるいは持ち時間等の御相談も、かなりのところまで進んだので、本会議が終了いたしましたして、理事懇談会を新しく開いていただいて、これらの問題を検討したい、かような実は考え方を持つたわけでありまして。

○藤田得治君 ちよつと関連。委員長の土曜日のあいさつからいたしました、本日の事態は、先ほど藤田君から御指摘になつたとおり、私にはなは

その第一は何かといひますと、衆議院を本件が通つた——通つたと自民党は称しておられるわけですが、まあこの問題は水曜日になつたわけですが、この問題が、委員長の考えからいふと、衆議院を通過して十日間はかりの空白がある、捨て置けないんだと、こういう意味のことを先ほど言われたのか。これは何といつても衆議院における前例を無視したあのような強硬態度というものがもたらしていることは、これはもう内外ともに認めおとるところであります。衆議院の諸君がたいへんそのことで憤慨して、そうして現在でもまだ見通しがつきません。当然それは参議院に同じ形でありませんが、はね返る、常識であります。しかし、われわれ参議院としては、衆議院と多少違つたわけでありまして、そういう中にもあります。このだけの協力は委員長にしなければならぬ、こういう立場をとつてやつておるわけでありまして。これは委員長もよく——先ほど若干そのことはお認めになつておるようですが、その点に重点を置いて考えてもらひたいと思ひます。これが第一点。

○委員長(寺尾豊君) お答えいたします。本日、社会党さんのほうからは、十数名の質疑通告がございまして、したがひまして、私は本日委員会をぜひとも開きたい、そうして政府の提案理由の説明を求めて、質疑をお願いしたい。それからなお、いま公聴会そのほかの、あるいは持ち時間等の御相談も、かなりのところまで進んだので、本会議が終了いたしましたして、理事懇談会を新しく開いていただいて、これらの問題を検討したい、かような実は考え方を持つたわけでありまして。

その第一は何かといひますと、衆議院を本件が通つた——通つたと自民党は称しておられるわけですが、まあこの問題は水曜日になつたわけですが、この問題が、委員長の考えからいふと、衆議院を通過して十日間はかりの空白がある、捨て置けないんだと、こういう意味のことを先ほど言われたのか。これは何といつても衆議院における前例を無視したあのような強硬態度というものがもたらしていることは、これはもう内外ともに認めおとるところであります。衆議院の諸君がたいへんそのことで憤慨して、そうして現在でもまだ見通しがつきません。当然それは参議院に同じ形でありませんが、はね返る、常識であります。しかし、われわれ参議院としては、衆議院と多少違つたわけでありまして、そういう中にもあります。このだけの協力は委員長にしなければならぬ、こういう立場をとつてやつておるわけでありまして。これは委員長もよく——先ほど若干そのことはお認めになつておるようですが、その点に重点を置いて考えてもらひたいと思ひます。これが第一点。

その第一は何かといひますと、衆議院を本件が通つた——通つたと自民党は称しておられるわけですが、まあこの問題は水曜日になつたわけですが、この問題が、委員長の考えからいふと、衆議院を通過して十日間はかりの空白がある、捨て置けないんだと、こういう意味のことを先ほど言われたのか。これは何といつても衆議院における前例を無視したあのような強硬態度というものがもたらしていることは、これはもう内外ともに認めおとるところであります。衆議院の諸君がたいへんそのことで憤慨して、そうして現在でもまだ見通しがつきません。当然それは参議院に同じ形でありませんが、はね返る、常識であります。しかし、われわれ参議院としては、衆議院と多少違つたわけでありまして、そういう中にもあります。このだけの協力は委員長にしなければならぬ、こういう立場をとつてやつておるわけでありまして。これは委員長もよく——先ほど若干そのことはお認めになつておるようですが、その点に重点を置いて考えてもらひたいと思ひます。これが第一点。

その第一は何かといひますと、衆議院を本件が通つた——通つたと自民党は称しておられるわけですが、まあこの問題は水曜日になつたわけですが、この問題が、委員長の考えからいふと、衆議院を通過して十日間はかりの空白がある、捨て置けないんだと、こういう意味のことを先ほど言われたのか。これは何といつても衆議院における前例を無視したあのような強硬態度というものがもたらしていることは、これはもう内外ともに認めおとるところであります。衆議院の諸君がたいへんそのことで憤慨して、そうして現在でもまだ見通しがつきません。当然それは参議院に同じ形でありませんが、はね返る、常識であります。しかし、われわれ参議院としては、衆議院と多少違つたわけでありまして、そういう中にもあります。このだけの協力は委員長にしなければならぬ、こういう立場をとつてやつておるわけでありまして。これは委員長もよく——先ほど若干そのことはお認めになつておるようですが、その点に重点を置いて考えてもらひたいと思ひます。これが第一点。

否定する態度をとつておるわけでありませぬ。したがって、当然この特別委員会の発足というものがなかなかむずかしいということは常識的に考えられると思ふ。内部のことまで申し上げる必要がありませぬが、真正正特別委員の名簿がきまらなかつたのは、土曜日の社会党の参議院総会で十時半ごろがきまつておるわけでありませぬ。なぜきまらなかつたのか。いま申し上げたような事情があるからでございます。何も特別委員の名簿の提出を渡るとか渡らぬとか、そんな問題じゃございませぬ。これは重宗議長が一番その間の事情を知つておるはずであります。そういうわけで、土曜日にこの委員会が発足した。ぜひ委員長の互選なり理事の任命等構成を急ぐということで協力いたしました。わずか一日なんです。一日、一体、本気でこの重要な日韓關係案件に取り組むことのために、はそれで事足りるとお考えでしょうか。もしそんなことで、ただ形式的にわいわい押ししていけばいいというふうな感じを持つておられるとしたら、考えを持つておられるとしたら、これは改めてもらわなければなりません。お互いわれわれはみんな一見識を持つた者がそろつておるわけでありませぬ。土曜日に構成した。まだ発言者の順序も、提案者の与党のほうはどんなような一休構想を運営について持つておるのかもわからない。そういう状態のまま、子供じゃありません、だれが一本本格的にその中へ入つていくことができませうか。ただ出て口を動かしておればいいという問題じゃないじゃないですか。こういうことは、われわれ委員長、理事の間では、おそろくわれわれの誠意も認められてわかつてもらつておると思ひますが、どうもそういう現場を離れておる背後にある何かのもの、そういうものが盛んにせき立てるようであります。委員長としてはそういうものに屈しないで、やはり野党の立場も考へて、ただ単に動物的に時間を使つていくというんじゃないに、ほんとうに参議院らしい審議をするにはどうしたらいいのか、審議を深めるにはどうすべきか、そういう立場で検討してもらいたいと思ふ

のであります。われわれがきまつたのは土曜日で、すよ、正式にきまつたのは、それから本日の十時からつと委員長、理事の懇談会を続けたわけですが、決してこれはむだなことをやつたわけではございませぬ。もしこれがなく、委員長職権でいきなり開いてごらんなき。一体だれが質問する。先ほど藤田理事から指摘のありましたように、何も順序はきまつておらない。そこに先に来た者がこうしゃべると。そうなれば社会党のほうでもひとつだれかやつてくれ、この重要な案件について質問するほうにしても、そのような不見識な質問ができませんか。社会党の私たちの主張によつてこの懇談会が持たれて初めてこれは軌道に乗つておるんじゃないでしょうか。確定案とまでは言つておらぬけれども、大体のことがどういふものがついておる、これならばひとつ水曜日にはどなたにやつてもらおう、次はどなたにやつていただきたいというふうにおわれわれも委員の皆さんにお願ひもできるわけでありませぬ。何かこう理由なく引き延ばしておるのじゃないか、そういうつまらぬ態度をしないで、ほんとうにお互いに腹をきめて、土俵に上がるには上がつてしつかりやると、こういうふうな委員長としては両方をうまく導いていかなければいかぬわけなんです。政府と与党だけわいわい言つておるから、何でもい、ともかく口をあけてくれと。そんなものはもうほんとうの参議院らしい審議とは言えぬわけですよ。資料につきましても、乱雑な委員会であつておる以上、実は理事懇談会の中で討議が深められておるわけだ。この資料自身にしたつて、この期間から言ふならば、きょうあれだけ問題を掘り下げられたということ、これは大きな取獲なんです。もしあれだけのことをこの場でいきなりぶつつけ本番でやりだすと言つたら、どうしてこの二十数項目の資料の間に触れることができませうか。そういうものがあつた、そういうものが非常にさう出発点において間違つた認識がある。われわれ委員として

は、土曜日です、これはほんとうに。われわれが理事をやつてくれということになりましたのも、土曜日にはこれは本きまりになつておるわけですよ。理事になれば、それに対してしからば全体どういふふうにやつていこうか、自分一人で判断するわけにいかない。そういうわけですから、ひとつ委員長としては、若干まだ誤解しておられるようでありませぬので、しつかりとその辺についての考え方をもう一度明らかにしてほしい。そういたしませんと、水曜日からの運営というものがほんとうに論議を深めていくということに支障が出てくると思つておるわけですよ。先ほど藤田理事からの御質問にお答えになりましたが、私からも、大事な点ですから、もう一度お願ひしたい。私は、若干、われわれの立場、気持ちというものをざつとばらんに申し上げた。そういう点についておそろく誤解しておられたと思ふ。誤解があつたんならあつた、そういうような点についてもあわせてひとつ所見を承つておきたい。

○委員長(寺尾豊君) お答えいたします。藤田理事並びに亀田理事から切々の御注意を賜つて、まことに私は不徳のいたすところだと存じております。しかし、私がぜひにも二十二日には委員会を開会いたしたい、まず政府の提案理由を聞かなければ審議に入れないからという一途の考えで実はこの委員会を開催をいたさざるを得なかつたのでありますが、いろいろ御指摘をいただいた、私も(反省したか)と呼ぶ者あり)——感ずるところはございませぬ。(笑)しかし、私のこの苦衷、国民に対する綿密なる審議をできるだけすみやかに始めなければならぬという私の苦衷もお察しを願ひたいと思つておるから、いろいろな面できわめて不肖でありますから、いろいろの面でも委員各位に御迷惑をかけたなり、あるいは誤解を賜つたり、おしかりをいただいたりすることは、私の不徳のいたすところでございます。しかし、本意はただいま申し上げたとおりでございますから、何とぞひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○藤田進君 まあ古い政治家は、不徳とか、何かわけのわからぬ以心伝心とか、ああいうことなんだが、私が先ほどただただそのお答えについてどうも聞き捨てならない点がある点があるので、その真意をさらに重ねてお伺ひをしたい。いきなり開会して、ルールも敷いてないし、ダイヤも組んでない。では一体どういふふうにしていただいまから質疑をしますかと申し上げたところ、お答えは、それらについてはさらに理事会ないし懇談会を開いてそこできめるようにしたいと、こう言われたと思つたのです。だとすれば、質疑にいま入ると言つたことはまことに不徳のいたすところですよ。私もそれは認めます、あなたのおっしゃるとおりです。それから、ルールを敷き、ダイヤを組んでいくという、そのことの努力をして、そうして完全な委員会の運営ができるようにして、そして質疑に入るというところでいかがなんでしょうか。

○委員長(寺尾豊君) 本日開会をいたしましたことについては、質疑を多数をやつていただくというところではなかつたのでございませぬ。と申しますことは、時間も相当経過をいたしましたし、趣旨説明を聴取をいたしまして、一、二の通告のある質疑者の方に質問を願つたならばどうだろうか、こういうことで本日は質疑に——これは当たらないうことばかもしれませんが、時間的にはあまり多くを費やしません。やはり初めての特別委員会の発足でもあるし、政府の説明を聞くと同時に、一、二名の方に質疑を願つたい、比較的時間を考慮をいたしました委員会を計画をいたしましたわけでございます。皆さん方にいろいろ問題を投げかけたということは、確かに私も十分足りなかつたところがあると思ひます。しかし、この日韓条約並びに案件については、第二院たる参議院といたしまして、その高い使命にかんがみて、十二分に綿密なる審議を行なうべきだということだけはいまも変わつておりませぬ。ですから、そういうことにおいて皆さま方にもぜひ御協力が賜わりたい。私の皆さま方に対する不徳のためにいろいろ御意見があつたようですから、そういう点に

は私としては十分今後考えていきたいと思っております。しかし、申し上げましたように、できるだけ審議を尽くして国民にこたえたいとの私の信念はさようなくおりでございませぬから、御了承のほどをお願い申し上げます。

○藤田進君 それなら、ひとつ理事懇談会を開いてもらって、もう少し先ほどから進みかけておられるルールをちゃんとおして、それから堂々と取り組もうじゃありませんか。だから、ひとつここで休憩してください。散会してください。

○委員長(寺尾豊君) 一応いまの藤田理事の質疑をお願ひしたのでありますから、藤田委員、ぜひひとつ質疑をやつていただきたいと思ひます。

○藤田進君 あなたが答弁されたのに、今後のダイヤなりそういういわば質問順位とか時間は、理事懇談会等を開いてこれは引き続き相談するといつてさつき答えたばかりじゃないですか。それは委員長に伺いたいことはまだ山ほどあります。それを続けませんか、委員長に対して。日韓の質疑に入る前の委員長に対する質疑をどうしても続けろと言われれば、非常にありがたい時間をいただくわけで、私はやります。……(散会散会)と呼ぶ者あり(質問にまた入れない。その前が詰まっているんだ。だから始めるというようなこともまだきめてないだろ。)(そんなところで何もそやらないで、理事懇談会をやれよ)「散会散会」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○藤田進君 委員長にさらに続けてということですから、機会を与えられて続けたいと思ひますが、要するに、何回も申し上げるように、委員長、わからないはずはない。今朝来、おとといを含めて、理事懇談会の模様はもうお忘れなはずなんです。ここでは委員会を進めるについては一つのルールが必要で、国会法があり、国会規則があり、慣例がある。それにのつたそれぞれが、質疑者の順位もきめなければならぬ。たくさん出てきているから、だれかやってもらおうと思ひている、そんなわけにはまいりませぬよ。どうする。——ちよつと、自席に着くべきじゃないです

か。人が質問しているときに失礼じゃないですか。何の話をしておるのか、それによつて許すか……。(笑聲)それでしよが委員長、何も無理を言っているのじゃない。特に参議院は、自由民主党あり、社会党あり、公明党、共産党、民社党、第二院クラブ、これだけあって、これは佐藤さん聞かれて、もつともだといふふうな顔をしていまして、国鉄に長くおられたんだから。いきなり機関車をくっつけて走らせればいいんだなんていう、それは暴論ですよ。ルールがあるのやらないのやら。われ勝ちにここで質問する時間はないかいつまででもいいというようなことではならぬい、どうするんですかと言つたら、あなたは、それは理事懇談会でさらに相談をやりやりますということだつた。これは当然な答弁ですよ。委員長、どう思ひますか。長く申し上げてもあなたはポイントをはずすから、一問一問いけますから。

○委員長(寺尾豊君) 今朝ですね、あなたのほうから質問通告がございました、十数名。したがうして、私は、本委員会においては、ひとつ時間も相当経過したことありますから、藤田委員の質問をせひやつていただきたい、かようにお願いいたします。

○藤田進君 トップに御指名をいたさうとしたということは非常にありがたいように見えるが、非常に迷惑なんで、皆さんそれでいいの。(「反対」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)「お聞きのとおりですよ。みんな了解してないんだから。これじゃ、社会党から出ている理事とはいいながら、委員長、せつかくの御親切かどうかしらぬけれども、わが会派が皆それはだめだぞとおつしやるのに続けるわけにいくものじゃないですよ。

○委員長(寺尾豊君) けれども、今朝あなたのほうからは質問者を出されたのですから……。

○藤田進君 出したけれども、私がそのトップの順位でもないし、順位をきめてないんです。社会党から出てきたら、じゃ藤田から始めるなんていうことはきめてないでしよ、きょうもね、理事會で。まあたとえば出したその畫面の一番初めに書いてあつたから一番最初にやるものと解したとかということが言えるのならば知らず、私がまたトップに書いて出してないですよ。見ていただければいい。ちよつと事務局見せてあげて。順位は不同ですよと、皆さん了解された、理事懇談会で。私も、だれにしようか、持ち時間によつて、やる問題の内容によつて、順序はきめてまいります。ですから、いきなり委員長から藤田おまえやれと言われたら、いま聞いてみるとさういふ事情です。だめなんです。ですから、次にだれがやるかというよりなことも聞きたいけれども、それはもう聞いてみておつたです。これはね、無理は言つてないです。そんなことじゃ、これ、公明党さん、いやさうはいかぬぞということなんです。それを逃げて、おれがやると言われたら、委員長どうしますか。いわんや時間についてもです。それをやりつくりろといつて、今朝来、しかも四時ごろまでどどん進んできている最中じゃないですか。なぜ四時がきたらばつと列車を発生させなすやならぬか。それは無理があります。委員長、あなたも長年の国対をやられ、副議長をやられ、内閣には列して通信委員長をやられ、(大臣だ)と呼ぶ者あり)通信大臣、委員長じゃなかったか、ああ算算委員長だ。(笑聲)大臣もやられ、それらの経歴から見ても、いきなりもうここで藤田を言えよといふわけに——わが会派のほうを了解させてもらえはあはやるかもしれぬが、了解しないとつてらるんです。これは他会派もそうです。これじゃだめです。(委員長、強行するからこういふことになる)「委員長答弁」と呼ぶ者あり)委員長、いまお尋ねいたしました。お答えはどうですか。まず委員長の御答弁から。(散会散会)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)委員長、いかがですか。先ほど聞いたのですかね、どういふやり方でこれを。理事ですから、議事進行についてはこうしてやつておるけれども、あなたが質疑に入れと言われて——それというものは、まだ会派のまとめがつかないわけですから、他会派を含めてね。委員長せつかく言われても、では私や

りましようといふことで、なかなかこれ、私もまだ、これから議員生活が長いので、さう人をかき分けて早くやるといふようなことは、これはむずかしいです。

○委員長(寺尾豊君) 先ほどの要旨をちよつと申つてください。

○藤田進君 先ほどの質問に対する委員長の答弁は——つまり、おととい、そしてきょう四時ごろまでに、委員長は主宰されたのだから御承知のように、質問の順位、各会派のね、したがって党内も、それぞれの会派の順位もきまる、それはどの程度の持ち時間といふことよりなことが、きまりかけているのに、順位については、十番目くらいまでは、じゃこの辺はひとつ、きまりかけていることでは、次へ進んでいこうと、こうなつておりましたね。さうなつておる最中に質疑しろとおつしやつても、これは困るのじゃないですかと言つたところ、いやそれについては引き続き理事懇談会を開いてきめていきたいという、あなた答弁をされたわけですか。それならそれで、さういふふうな処置されればいいし、いや、まあ質問要求が出てくるから、とりあえず藤田を指名したのだとおつしやるなら、いま皆さんに聞いたところ、お聞きのように、それはだめだぞと、よその会派からも大きな声が出ておつた。そんな状態で、私が日韓の質疑に入れますか。したがって、議事進行として善処をわすらわしたいということをおつし上げておる。筋の通つた話でしよが、これは。それはどうなんですか。あなた答弁されているのだから、それはさういふふうな処置される以外にないでしよ。

○委員長(寺尾豊君) 私は、やはり本日委員会を開会して、政府関係者の提案理由の趣旨説明がありましたから、それで、それに対しては、やはり委員会を開会したということからいくと、藤田委員に質疑をお願いしたい、それは、今朝の通告によつてあなたを私は御指名を申し上げた、こういふこととありますからして……。

○藤田進君 そりすると、これから先の質疑順位

なり持ち時間なりをきめてやるのが慣例です。よね。

その点については、最後までそういうことなしに、委員長が、きよらは岡田宗司君、きよらは岩間君と、そういうやり方でおやりになるのですか。それはどうなるのですか。よく聞いておかないと……。

○委員長(寺尾豊君) 今後のことについては、先ほど申し上げましたように、理事懇談会において、すでに十番目くらいまでは一応先ほど内定をしたというふうな形になっておりますから、ですから、あなたから質問を願いたい、こういうわけなんです。

○藤田進君 今後のことというのは、いまからあとのことをいうわけですか。いまからあとが今後です。

○委員長(寺尾豊君) 私の言うのは、この委員会を終了したあと理事懇談会を開いて、自後のことは御相談をするようになっておる、こういうことを申し上げたのです。

○藤田進君 きよらは番外でおまをやってみろというのですか。持ち時間はどうなるのですか。からだの続く限りやってみようというのですか。お答え願いたい。これ、どうなるのですか。

○委員長(寺尾豊君) それでは、本日はこの程度とし、二十四日午前十時から四案件についての質疑を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。
午後六時二分散会

十一月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件

一、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案
一、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の

協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案
一、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約
日本国及び大韓民国は、
両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国民間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、
両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際的平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、
千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第九十五号(III)を想起し、
この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国
日本国外務大臣 権名悦三郎
高杉 晋一
大韓民国
大韓民国外務部長官 李 東 元
大韓民国特命全権大使 金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条
両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条
千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓民国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条
大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五号(III)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条
両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

第五条
両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を履行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条
両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するものとする。

第七條
この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
権名悦三郎
高杉 晋一
大韓民国のために
李 東 元
金 東 祚

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定
日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くはかば尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くはかば尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くはかば尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、
両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、
前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、
公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くはかば尊重されるべきことを確認し、
両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、
両国の漁業の発展のため相互に協力することを

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基礎から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に關して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に關する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に關する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に關する水域において他方の締約国の漁船が漁業に従事することを排除することについて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に關する水域が重複する部分については、その部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部分が終わる二点をそれぞれ結ぶ直線により二分する。

第二条

両締約国は、次の各線により囲まれる水域（領海及び大韓民国の漁業に關する水域を除く。）を共同規制水域として設定する。

(a) 北緯三十七度三十分以北の東經百二十四度の經線

(b) 次の各点を順次に結ぶ線

(i) 北緯三十七度三十分と東經百二十四度との交点

(ii) 北緯三十六度四十五分と東經百二十四度三十分との交点

(iii) 北緯三十三度三十分と東經百二十四度三十分との交点

(iv) 北緯三十二度三十分と東經百二十六度との交点

(v) 北緯三十二度三十分と東經百二十七度との交点

(vi) 北緯三十四度三十四分三十分と東經百二十九度二分五十秒との交点

(vii) 北緯三十四度四十分と東經百二十九度八分との交点

(viii) 北緯三十四度五十分と東經百二十九度十四分との交点

(ix) 北緯三十五度三十分と東經百三十度との交点

(x) 北緯三十七度三十分と東經百三十一度十分との交点

(xi) 牛岩嶺高頂

第三条

両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船によるさばり漁業について、この協定の不可分の一部をなす附屬書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。（トンとは、総トン数によるものとし、船内居住区改善のための許容トン数を差し引いたトン数により表示する。）

第四条

1 漁業に關する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置を誠実に遵守することを確保するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対する適当な罰則を含む国内措置を実施する。

第五条

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範囲及びその水域内で行なわれる調査については、第六条に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、両締約国間の協議の上決定される。

第六条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その会議の運営に關する規則を決定し、必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回合し、また、そのほか一方の国別委員部の要請により合合することができる。第一回会議の期日及び場所は、両締約国の間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行なうものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局が設置される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができる。また、必要に応じ、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の經費を必要と認めるときは、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の經費のための資金の支出を委任することができる。

第七条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査に

ついて、並びにその調査及び研究の結果に基づき執らるべき共同規制水域内における規制措置について両締約国に勧告する。

(b) 共同資源調査水域の範囲について両締約国に勧告する。

(c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に關する事項につき検討し、及びその結果に基づき執らるべき措置（当該規制措置の修正を含む。）について両締約国に勧告する。

(d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に關する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにその結果に基づき執らるべき措置について両締約国に勧告する。

(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。

(f) この協定の違反に關する同等の刑の細目の制定について審議し、及び両締約国に勧告する。

(g) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出する。

(h) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、執らるべき措置について両締約国に勧告する。

2 委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、専門家をもつて構成される下部機構を設置することができる。

3 両締約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委員会の勧告をできる限り尊重するものとする。

第八条

1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に對し、航行に關する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を圖り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速

速な解決を図るために適切と認める措置を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。

第九条

1 この協定の解釈及び実施に關する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第十條

1 この協定は、批准されなければならず。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後

は、いずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために
椎名悦三郎
高杉 晋一

大韓民国のために
李 東 元
金 東 祚

附屬書

この協定の第三条に定める暫定的漁業規制措置は、両締約国のそれぞれに適用されるものとし、その内容は、次のとおりとする。

1 最高出漁隻数又は統数（共同規制水域内における操業のため証明書を所持し、かつ、標識を附着して同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統数の最高限度をいう。）

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業について百十五隻

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については、
(i) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間においては二百七十隻

(ii) 五月一日から十月三十一日までの期間においては百隻

(c) まき網漁業については、
(i) 一月十六日から五月十五日までの期間に

おいては六十統
(ii) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間においては百二十統

(d) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十五隻

ただし、操業期間は六月一日から十二月三十一日までとし、操業区域は大韓民国の慶尚北道と慶尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分と東経百三十三度との交点とを結ぶ直線以南（ただし、濟州島の西側においては北緯三十三度三十分以南）の水域とする。

(e) 日本国の漁船と大韓民国の漁船との漁獲能力の格差がある間、大韓民国の出漁隻数又は統数は、両締約国政府間の協議により、この協定の最高出漁隻数又は統数を基準とし、その格差を考慮して調整される。

2 漁船規模

(a) 底びき網漁業のうち、
(i) トロール漁業以外のものについては三十トン以上百七十トン以下

(ii) トロール漁業については百トン以上五百五十トン以下

ただし、五十トン以上の漁船による底びき網漁業（大韓民国が日本海において認めている六十トン未満の漁船によるえび底びき網漁業を除く。）は、東経百二十八度以東の水域においては、行なわれないこととする。

(b) まき網漁業については網船四十トン以上百トン以下

ただし、この協定の署名の日日本国に現存する百トン以上のまき網網船一隻は、当分の間例外として認められる。

(c) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については百トン以下

3 網目（海中における内径とする。）
(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業については三十三ミリメートル以上

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については五十四ミリメートル以上

(c) まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の身網の主要部分については三十三ミリメートル以上

4 集魚燈の光力（発電機の総設備容量）
(a) まき網漁業については一統につき、十キロワット以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯船一隻とし、計二十七・五キロワット以下

(b) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十キロワット以下

5 証明書及び標識
(a) 共同規制水域内に出漁する漁船は、それぞれ政府が発給する証明書を所持し、かつ、標識を附着するものとする。ただし、まき網漁業に従事する漁船については、網船以外の漁船は証明書を所持する必要はなく、また、網船は正の標識を、網船以外の漁船は正の標識に符合する副の標識をそれぞれ附着するものとする。

(b) 証明書及び標識の総数（底びき網漁業及びさばつり漁業に従事する漁船については各漁船に附着される二枚の標識をひととして計算し、まき網漁業に従事する漁船については網船に附着される二枚の正の標識をひととして計算する。）は、暫定的漁業規制措置の対象となる漁業別に当該漁業に關する最高出漁隻数及び統数と同数とする。ただし、漁業の実態にかんがみ、五十トン以上の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の十五パーセントまで、五十トン未満の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の二十パーセントまで、それぞれ増加発給することができる。

(c) 標識の様式及び附着場所は、両締約国政府間の協議により定められる。

(韓国の漁業に関する交換公文)
(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に關する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に關する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東經百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東經百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線
- (2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東經百二十五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東經百二十五度五十六分二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

外務部長官 李東元
日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

日本国外務大臣 椎名悦三郎
千九百六十五年六月二十二日

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文)
(韓国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に關する水域の設定に關して次の直線基線を決定する意向であることを申し述べる光栄を有します。

- (1) 長嶺岬及び遠萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
- (2) 花岩岬及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線
- (3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、干汝岩、上白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直線
- (4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、稷島、上旺禮島及び横島(鞍馬群島)のそれぞれの西端を順次結ぶ直線

本長官は、閣下が前記の直線基線の決定について日本国政府として異議がないことを日本国政府に代わつて確認されれば、大韓民国政府は、この問題についての日本国政府との協議が終了したものとみなすことを申し述べる光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に關する水域の設定に關して前記の直線基線を決定されることについて日本国政府として異議がないことを申し述べる光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

日本国外務大臣 椎名悦三郎
千九百六十五年六月二十二日

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求權に関する問題の解決並びに経済協力に關する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、
兩國及びその國民の財産並びに兩國及びその國民の間の請求權に關する問題を解決することを希望し、
兩國間の経済協力を増進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

- (a) 現在において千八十億円(一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい

円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、兩締約国政府の合意により増額されることが出来る。

(b) 現在において七百二十億円(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することが出来るように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の發展に役立つものでなければならぬ。

2 兩締約国政府は、この条の規定の実施に關する事項について勧告を行なう権限を有する兩政府間の協議機關として、兩政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 兩締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 兩締約国は、兩締約国及びその國民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに兩締約国及び

その国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(ウ)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従ふことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日以前に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の

政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならぬ。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

第一議定書

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、協定第一条1(a)の規定の実施に関し、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一条

日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画(以下「実施計画」といふ)は、大韓民国政府により作成され、両締約国政府間の協議により決定されるものとする。

第二条

1 日本国が供与する生産物は、資本財及び両政府が合意するその他の生産物とする。

2 日本国の生産物及び日本人の役務の供与は、日本国と大韓民国との間の通常の貿易が著しく阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施されるものとする。

第三条

1 第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者は、実施計画に従い生産物及び役務を取得するため、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

第四条

1 1の契約(その変更を含む)は、(i)協定第一条1(a)及びこの議定書の規定、(ii)両政府が協定第一条1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(ウ)その時に適用される実施計画に合致しなければならない。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。

る。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」といふ。

3 すべての契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようになるため必要な措置を執るものとする。

4 1の規定にかかわらず、生産物及び役務の供与は、契約によることができないと認められる場合は、契約なしで、両政府間の合意により行なうことができる。

1 日本国政府は、第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本円で行なうものとする。

第四条

2 日本国は、1の規定に基づく支払を行なうことにより、その支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務を、協定第一条1(a)の規定に従い、大韓民国に供与したものとみなされる。

第五条

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」といふ)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

(a) 大韓民国政府が作成した実施計画の日本国政府への提出

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」といふ)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

(a) 大韓民国政府が作成した実施計画の日本国政府への提出

(b) 大韓民国政府のための契約の締結及び実施
(c) (b)の契約及び大韓民国政府の認可を受けた者の締結する契約の認証を受けるための日本政府への送付

3 使節団の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もつばらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び両政府間で合意することがある他の場所に設置する。

4 使節団の事務所内の構内及び記録は、不可侵とする。使節団は、暗号を使用することができ、使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課徴金を免除される。

5 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の効果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

6 大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数、両政府間の合意により増加することができる。

7 大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入について又は輸入に關連して課される課徴金を免除される。

8 契約から若しくはこれに關連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該

仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を与えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

9 最終の裁判の執行に当たり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第六条
1 両政府は、生産物及び役務の供与が円滑かつ効果的に行なわれるため必要な措置を執るものとする。

2 生産物又は役務の供与に關連して大韓民国内において必要とされる日本国民は、その作業の遂行のための大韓民国への入国、同国からの出国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられるものとする。

3 日本国の国民及び法人は、生産物又は役務の供与から生ずる所得につき、大韓民国における課税を免除される。

4 日本国から再輸出される生産物は、大韓民国の領域から再輸出されてはならない。

5 いずれの一方の締約国の政府も、日本国により供与される生産物の運送及び保険に關し、公正かつ自由な競争を妨げることがある他方の締約国の国民及び法人に対する差別的措置を、直接又は間接に執らないものとする。

6 この条の規定は、協定第一条1(b)に定める貸付けによる生産物及び役務の調達についても適用されるものとする。

用されるものとする。
第七条
この議定書の実施に關する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。
千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとし
く正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために
権名悦三郎
高杉 晋一
大韓民国のために
李 東 元
金 東 沓

第二議定書
財産及び請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一条
大韓民国は、日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により両締約国政府間で確認されている日本国の債権である四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(四、七二九、三九八、〇八ドル)を協定の効力発生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。

この場合においては、利子を附さない。
第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七万三千合衆国ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)
第十回の年賦払の額 四百五十七万二千三百九

十八合衆国ドル八セント(四、五七二、三九八、〇八ドル)
第二条
前条の各年の賦払金について大韓民国の要請があつたときは、その要請のあつた金額に相当する協定第一条1(a)の規定による生産物及び役務の供与並びに前条の規定による賦払金の支払が行なわれたものとみなし、これにより、協定第一条1(a)の規定による生産物及び役務の供与の額並びにその年の供与の限度額は、同条1(a)の規定にかかわらず、その金額だけ減額されるものとする。

第三条
第一条にいう日本国の債権の額の返済に關し、大韓民国は、第一回の年賦払を協定の効力発生の日に行なうものとし、第二回以降の年賦払を各年において第一回の支払期日と同一の日までに行なうものとする。
第四条
第二条の大韓民国政府の要請は、日本国の財政上の慣行を考慮して、前条の規定による支払期日が属する日本国の会計年度が始まる前年の十月一日までに、当該支払期日に支払われるべき賦払金について行なわれるものとする。ただし、第一回の支払(及び本文の規定によることができなない場合の第二回の支払)についての要請は、協定の効力発生の日に行なわれるものとする。
第五条
大韓民国の要請は、第一条にいう各年の賦払金の全部又は一部について行なうことができる。
第六条
大韓民国の要請が第四条の規定による期日までに行なわれず、かつ、賦払金の全部又は一部の支払が第三条の規定による支払期日までに行なわれなかつたときは、その賦払金の全部又は一部について第二条の大韓民国の要請があつたものとみなす。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、

多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至つて、これを考慮し、

これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間及び両国民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、

第一条

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協

定の効力発生の日から五年を経過した後日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3 1(b)に該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後出生したもの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4 前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2 1の協議に当たつては、この協定の基礎となつている精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなつた場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く。）

(b) 日本国において外交に関する罪により禁錮以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利益を害した者

(c) 營利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲

役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

(a) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項

(b) 第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本国の法令の適用を受けることが確認される。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証換として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく

く正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、

両国の文化における歴史的な關係にかんがみ、両国の學術及び文化の發展並びに研究に寄与することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及び大韓民国政府は、両国民間の文化關係を増進させるためである限り協力をを行なうものとする。

第二条

日本国政府は、附屬書に掲げる文化財を両国政府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生效六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すものとする。

第三条

日本国政府及び大韓民国政府は、それぞれ自国の美術館、博物館、図書館その他學術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えるものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。
 千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二種を作成した。

雅名悦三郎
 高杉 晋一
 大韓民国のために
 李 東 元
 金 東 祐

日本国のために

1 陶磁器、考古資料及び石造美術品

附 属 書

1

(品 名)	(数)
(1) 白磁托及 箸	1 粗
(2) 白磁小 碗	1
(3) 青白磁 盒子	1
(4) 白磁 盒子	1
(5) 白磁 刺花文盃	1
(6) 白磁 刺花文碗	1
(7) 青白磁 刺花文盃	1
(8) 白磁 刺花蓮花文盃	1
(9) 青白磁 刺花文盃	1
(10) 青白磁 刺花文睡盤	1
(11) 青白磁 刺花文盤	5
(12) 白磁 草花淨文盃	1
(13) 青白磁 印花文盒子	1
(14) 青白磁 托子	1
(15) 青白磁 托子	1
(16) 青白磁 托子	1
(17) 青白磁 盃	1
(18) 青白磁 盃	1
(19) 青白磁 碗	1
(20) 青白磁 碗	1
(21) 青白磁 碗	1
(22) 青白磁 碗	1
(23) 青白磁 碗	1
(24) 青白磁 碗	1
(25) 青白磁 鉢	1
(26) 青白磁 鉢	1

(27) 鉢	1
(28) 鉢	1
(29) 鉢	1
(30) 鉢	1
(31) 鉢	1
(32) 青磁 刺花鳳凰文鉢	1
(33) 青磁 刺花鳳凰文鉢	1
(34) 青磁 刺花子	1
(35) 青磁 刺花蓮文鉢	1
(36) 青磁 刺花草花文鉢	1
(37) 青磁 刺花蓮辨文鉢	1
(38) 青磁 刺花蓮文水注	1
(39) 青磁 刺花草花文瓶	1
(40) 青磁 刺花文盒子	1
(41) 青磁 刺花子蓋	1
(42) 青磁 刺花唐草文碗	1
(43) 青磁 刺花唐草文碗	1
(44) 青磁 刺花唐草文碗	1
(45) 青磁 刺花文碗	1
(46) 青磁 刺花文盃	1
(47) 青磁 刺花牡丹文鉢	1
(48) 青磁 刺花牡丹文鉢	1
(49) 青磁 刺花文鉢	1
(50) 青磁 刺花蓮辨文鉢	1
(51) 青磁 刺花牡丹文鉢	1
(52) 青磁 刺花唐草文鉢	1
(53) 青磁 刺花草花文鉢	1
(54) 青磁 刺花文皿	1
(55) 青磁 蓮辨文水注	1
(56) 青磁 盃及托子	1 粗
(57) 青磁 盃及托子	1 粗
(58) 青磁 象嵌文盤	1
(59) 青磁 象嵌雲鳳文鉢	1
(60) 青磁 象嵌雲鳳文鉢	1
(61) 青磁 象嵌雲鶴文鉢	1
(62) 青磁 象嵌菊唐草文鉢	1
(63) 青磁 象嵌菊花文鉢	4
(64) 青磁 象嵌花卉文鉢	1

(65)	青磁象嵌龜甲文鉢	1	(10)	金製大環式耳飾	1對
(66)	青磁象嵌花丸文鉢	1	(11)	金製頸飾	1連
(67)	青磁象嵌菊唐草文鉢	1	(12)	金製耳飾	3
(68)	青磁象嵌唐草文鉢	1	(13)	金製頸飾	3
(69)	青磁象嵌唐草文鉢	1	(14)	大金製葉環	1
(70)	青磁象嵌菊丸文鉢	1	(15)	大金製杏金柄葉環	2、
(71)	青磁象嵌菊丸文鉢	1	(16)	金銅製珠瓊欠玉	4
(72)	青磁象嵌菊丸文鉢	1	(17)	水晶瑠璃小玉	1、
(73)	青磁象嵌菊丸文鉢	1	(18)	水晶瑠璃小玉	2
(74)	青磁象嵌菊花文皿	1	(19)	水晶瑠璃小玉	1
(75)	青磁象嵌雲鶴文皿	1	(20)	水晶瑠璃小玉	7連
(76)	青磁蘆菊文瓶	1	(21)	陶製小玉	9
(77)	青磁象嵌花文瓶	1	(22)	陶製小玉	3
(78)	青磁象嵌花文小瓶	1	(23)	陶製小玉	19
(79)	青磁象嵌花文小瓶	1	(24)	陶製小玉	50
(80)	青磁象嵌雙鳥文小瓶	1	(25)	陶製小玉	3
(81)	青磁象嵌雙鳥文小瓶	1	(26)	陶製小玉	7
(82)	青磁象嵌草花文盒子	1	(27)	陶製小玉	1拵
(83)	青磁象嵌草花文盒子	1	(28)	陶製小玉	3
(84)	青磁象嵌草花文盒子	1	(29)	陶製小玉	5
(85)	青磁象嵌草花文盒子	1	(30)	陶製小玉	8
(86)	青磁象嵌草花文盒子	1	(31)	陶製小玉	3
(87)	青磁象嵌草花文盒子	1	(32)	陶製小玉	1
(88)	青磁象嵌草花文盒子	1	(33)	陶製小玉	8
(89)	青磁象嵌草花文盒子	1	(34)	陶製小玉	5
(90)	白磁繡花范文壺	1	(35)	陶製小玉	17
	合 計	97	(36)	陶製小玉	3
			(37)	陶製小玉	4
			(38)	陶製小玉	1
			(39)	陶製小玉	1
			(40)	陶製小玉	1
			(41)	陶製小玉	1
			(42)	陶製小玉	1
			(43)	陶製小玉	2
			(44)	陶製小玉	1
			(45)	陶製小玉	2
			(46)	陶製小玉	1
			(47)	陶製小玉	1

(48)	施 精 埴	5							
(49)	鬼 瓦(石仏寺)	1							
(50)	土造仏燈像(慶州兜那)	1							
(51)	青銅器殘欠(在銘)	1							
(52)	銅 製 柄 頭	1							
(53)	金銅製帶金具	1							
(54)	銅 製 帶 金 具	3							
(55)	銅 製 垂 飾 具	1							
(56)	銅 製 鍍 斗 殘 片	3							
(57)	水 晶 斗 勾 玉	1							
(58)	水 硬 玉 勾 玉	1							
(59)	硬 玉 丸 玉	1							
(60)	陶 製 片 耳 付 大 盃	1							
(61)	陶 製 脚 付 盃	1							
(62)	漆 精 托 及 蓋	1							
(63)	漆 精 托 及 蓋	1							
(64)	銅造釈迦如来立像(善山山出)	1							
(65)	銅造鍍金菩薩立像(新羅)	1							
(66)	銀 製 管	1							
(67)	銀 製 管	1							
(68)	帶 金 具	8							
(69)	金 銅 製 鈴	33							
(70)	木造金棺阿弥陀如来像	1							
(71)	石 棺	3							
(72)	木 棺 金 具	1							
(73)	高 麗 鏡	50							
(74)	舍利容器(金銅製)	1							
(75)	經 箱(銅製)	1							
(76)	唐草毛彫守入(銀製)	2							
(77)	經筒機器殘欠(金銅製)	1							
(78)	銀脚輪(金象嵌)	1							
(79)	銅 製 水 瓶	1							
(80)	響銅製鏡(在銘)	1							
(81)	銅製壺(三耳雷溝帶文)	1							
(82)	小刀鞘(銀製)	1							
(83)	石塔舍利裝置遺物(慶尚北道開慶郡鳳慶里所在)	1							
(84)	銅鐘(金銅製七宝文透彫)	1							

(1)	石造多羅菩薩像								
(2)	石 造 獅 子								
(書 名)									
(1)	愚伏先生文集	鄭 叔	世 政	道 順	光 治 9 版	24	10		
(2)	四溟堂大師集	李 叔	羅 惟	雍 成	光 治 正 4 版	4	1		
(3)	白楓沙先生集	李 叔	恒 恒	成 同	豐 治 正 4 版	4	15		
(4)	農雙隨公遺事	李 叔	開 命	同 嘉	元 治 4 版	4	3		
(5)	金忠壯司馬集	李 叔	祖 祖	嘉 道	慶 治 元 4 版	4	2		
(6)	梁大機先生紀略	李 叔	祖 祖	道 康	光 治 59 版	9	5		
(7)	萬沙系譜年提要	李 叔	廷 龜	慶 道	光 治 59 版	9	11		
(8)	李壬存年提要	李 叔	與 龜	同 道	同 光 治 6 版	6	8		
(9)	甘 精 選 古 事 黃 眉 考 書	汪 士 百	漢 等	同 威	同 光 治 6 版	6	4		
(10)	山 四 註 白 眉 故 事 錄	明、彭大翼	張幼學編	同 威	同 光 治 6 版	6	5		
(11)	情 筆 談 官 燈 石 記	明、許明、朴徐	以 世	同 道	同 光 治 9 版	9	3		
(12)	景 德 德 三 官 燈 石 記	宋、清、李	粹 原	同 威	同 光 治 10 版	10	1		
(13)	六祖大師法寶壇經	宋、清、李	道 成	同 威	同 光 治 10 版	10	1		
(14)	易 學 啓 蒙 要 解	李 叔	命 命	同 威	同 光 治 10 版	10	4		
(15)	三 四 書 正 文 孟 子 文	李 叔	編 編	同 威	同 光 治 10 版	10	3		
(16)	四 書 正 文 孟 子 文	李 叔	編 編	同 威	同 光 治 10 版	10	1		
(17)	中 庸 或 問	李 叔	編 編	同 威	同 光 治 10 版	10	2		

(34)	精選東萊先生左氏博議句解	語子	宋、呂祖謙	謙註	乾同	隆治	寫	2	(72)	集律	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(35)	論	江	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	3	(73)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(36)	南華經註解	誦	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	7	(74)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	4
(37)	句解	誦	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	5	(75)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(38)	學解	誦	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	5	(76)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(39)	家札要解(有欠)	錄	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	2	(77)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(40)	檢身知	錄	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(78)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	6
(41)	青莊館士小疑補	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	2	(79)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(42)	朱子大全疑補	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	2	(80)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(43)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(81)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(44)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	3	(82)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(45)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(83)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(46)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	2	(84)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(47)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(85)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(48)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(86)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(49)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	4	(87)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(50)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	4	(88)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(51)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	15	(89)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(52)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	2	(90)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	4
(53)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(91)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(54)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(92)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	4
(55)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	8	(93)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(56)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(94)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(57)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(95)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	4
(58)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	21	(96)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(59)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(97)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	12
(60)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	7	(98)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(61)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	3	(99)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	3
(62)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	10	(100)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	5
(63)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	19	(101)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	7
(64)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	3	(102)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	4
(65)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	5	(103)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(66)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	5	(104)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(67)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	11	(105)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(68)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	25	(106)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	15
(69)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	8	(107)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	1
(70)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(108)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	2
(71)	朱書	節	宋、魏初	謙註	乾同	隆治	寫	1	(109)	詩別裁	清、唐、景星	豐慶	寫	16

(110)	樊山	集律賦	杜庭堅	乾嘉	隆慶	寫	2	(148)	新直解	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	3
(111)	山谷	詩遺	黃尚大	道	光	寫	1	(149)	政子新	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	2
(112)	東宛	文初	申柳清	道	光	寫	4	(150)	機子直	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(113)	人丘	賦集	申柳清	道	光	寫	2	(151)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	3
(114)	文初	賦集	張正紀	道	光	寫	8	(152)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	2
(115)	履踐	賦集	張正紀	道	光	寫	10	(153)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(116)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1	(154)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	12
(117)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1	(155)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(118)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1	(156)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	10
(119)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2	(157)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	3
(120)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2	(158)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	3
(121)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	26	(159)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(122)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	3	(160)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(123)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2	(161)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	13
(124)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2	(162)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	1
(125)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2	(163)	孫武子	安明、劉命	洪寅老	光同	寫	2
(126)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(127)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	4							
(128)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	5							
(129)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	10							
(130)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	7							
(131)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(132)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(133)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(134)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(135)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(136)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(137)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	10							
(138)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	8							
(139)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	4							
(140)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	3							
(141)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	1							
(142)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	16							
(143)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2							
(144)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	16							
(145)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	2							
(146)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	3							
(147)	我初	賦集	張正紀	道	光	寫	4							

(紛争の解決に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くは、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本政府に代わつて確認されることを希望する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに、前記の了解を日本政府に代わつて確認する光栄を有します。

以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律

- 1 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条の漁業に関する水域は、政令で定める。
- 2 前項の規定により定められた水域において大韓民国又はその国民(法人を含む)が行なう漁業に関しては、日本国の法令を適用する。

附則

この法律は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

- 1 次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。ただし、同日において第三者の権利(同条の財産、権利及び利益に該当するものを除く)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

- 一 日本国又はその国民に対する債権
- 二 担保権であつて、日本国又はその国民の所有する物(証券に化体される権利を含む。次項において同じ)又は債権を目的とするもの

- 2 日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保管する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条の財産、権利及び利益

に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

- 3 大韓民国又はその国民の所有する証券に化体される権利であつて、協定第二条の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

- 第一条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)第一条1及び2に規定する大韓民国国民は、法務大臣の許可を受け、本邦(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいふ)で永住することができ。

(申請)

- 2 法務大臣は、前項に規定する者が協定第一条1から3までに定める期間内に前項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

第二条 前条の許可の申請は、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ)の事務所に自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真を提出して行なわ

なければならぬ。ただし、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

- 2 十四歳に満たない者については、前条の許可の申請は、親権を行なう者又は後見人が代わつてしなければならない。
- 3 第一項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

4 市町村の長は、第一項の書類及び写真の提出があつたときは、前条の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査したうえ、これらの書類(法務省令で定める書類を除く)及び写真を、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

(調査)

第三条 法務大臣は、第一条の許可を受けようとする者が同条第一項に規定する者に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求め、調査することができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載) 第四条 法務大臣は、第一条の許可をしたときは、永住許可書を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2 都道府県知事又は市町村の長は、第一条の許可を受けた者については、その者に係る外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に定める外国人登録原票の写又は同法に定める外国人登録原票及び登録証明書に同条の許可があつ

たことを記載するものとする。

(許可の失効)

第五条 第一条の許可を受けている者が大韓民国の国籍を失つたときは、その許可は、効力を失う。

(退去強制)

第六条 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により次の各号の一に該当することとなつた場合に限り、することが出来る。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。
- 二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたことを認定したものの

四 營利の目的をもつて、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十三年法律第二十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)又は刑法第十四章に規定する罪を犯し、無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

五 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法第十四章に規定する罪により三回(この法律の施行の日前の行為によりこれらの罪により三回以上刑に処せられた者については、二回)以上刑に処せられた者

六 無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しな

ばならない。

3 第一条の許可を受けている者に関しては、出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第六条第一項各号」とする。

(出入国管理令の適用)

第七条 第一条の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令による。

(省令への委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の申請をして第一条の許可を受け又は受けさせた者

二 威力を用いて第一条の許可の申請を妨げた者

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、日韓条約批准打切りに関する請願(第一〇号)

一、日韓条約批准反対に関する請願(第五三三号)(第五八三三号)(第六一五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第七三七号)(第七三八号)

一、日韓条約批准阻止、アメリカのベトナム侵略反対に関する請願(第五四号)

一、日韓友好条約批准促進に関する請願(第三四四号)

一、日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(第五五四号)(第五五五号)(第五八四号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六九二一号)(第七四二一号)(第七四三三三号)(第七四四号)(第七四五五号)

一、日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第六一五五号)(第六二〇号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)

一、日韓基本条約批准反対に関する請願(第七一九号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一四号)

第一〇号 昭和四十年十月五日受理

日韓条約批准打切りに関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市東海岸一ノ六 岡本花子

紹介議員 相澤 重明君

日韓条約批准は、戦争へのみちであり、日本の将来に重大な影響を与えるものであるから、これを即時打ち切りたいとの請願。

理由

神奈川県下二十以上の婦人団体代表と本県在住朝鮮婦人は、左記のとおりこの条約批准が戦争へのみちであることを確認した。

一、朝鮮人民の悲願である南北朝鮮の統一がままたげられるばかりか、朝鮮民主主義人民共和国を無視、又は敵視する結果となる。

二、在日朝鮮人民の法的地位の問題についても種の混乱が予想される。

三、人道的にも国際的にも当然許されるはずの朝鮮民主主義人民共和国との往來の自由実現も容易でなくなる。

四、請求権の問題、竹島の帰属問題等大きな問題を残している。

五、日本の労働問題に重大な影響を及ぼす。早くも国内産業には首切りが目立ち、就職難が訴えられている。

六、自衛隊員募集と関連して、第三次防・自衛力増強の一環として利用されようとしている。

七、この条約のもつ真の目的が軍事的なものであることが判然としている。

八、ベトナム戦争と無縁ではなく、アメリカはベトナムの行きづまりを日韓条約批准によつて打開しようとしている。

九、アメリカの切望している東北アジア軍事同盟の仕上げである。

第五三三号 昭和四十年十月六日受理

日韓条約批准反対に関する請願

請願者 滋賀県彦根市本町 杉崎進外七名

紹介議員 野々山一三君

国民の意思を代表する国会が、危険かつ不当な「日韓条約」を批准しないようにせられたいとの請願。

理由

アメリカのベトナム侵略戦争の狂暴化と拡大によつて、日本をめぐる情勢はいま重大な事態を迎えている。日本政府は、アメリカのこの侵略的軍事行動に日本の基地使用を公然と許し、米原子力潜水艦を寄港させるなど積極的に協力している。

こうしたなかで、日本政府は「日韓基本条約と諸協定」に調印し、この臨時国会で批准を強行しようとしている。「日韓条約」の批准は、戦時体制の強化と自衛隊の朝鮮出兵を意図する「三矢計画」実施の第一歩であり、日米安保条約を軸とする東北アジア軍事同盟を完成し、アメリカのアジア支配体制の再編強化と新たな侵略政策に深く結びついている。

アメリカと日本政府のこのような政策は、崇高な平和を基調とする日本国憲法に明らかに違反し、日本国民はもろろんアジア諸国人民の安全と平和を脅かし、日朝友好を妨げ、国民生活に対する極度の圧迫と破壊をもたらしている。

第五八三三号 昭和四十年十一月五日受理

日韓条約批准反対に関する請願

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

第七三三三号

請願者 埼玉県北足立郡新座町大和田一、五〇一 太田清治外百九十五名
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
紹介議員 永岡 光治君

第六一五号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 神奈川県川崎市高石一、二五一 渡辺輝外九十五名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六四六号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都中野区江古田一ノ二ノ三 関戸守外百九十六名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六四七号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都調布市金子町二、〇〇一 小畑秀郎外二百四名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六四八号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都杉並区天沼二ノ四ノ一二 森猛外二百三十一名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六八七号 昭和四十年十一月九日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都墨田区向島二ノ一八 山田 かね外九十名
紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第五三号と同じである。
第六八八号 昭和四十年十一月九日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都練馬区旭丘二ノ三三 林田 忠男外百八十名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六八九号 昭和四十年十一月九日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 宿城仙台市荒巻字白石通北五一 鈴木英久外百九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第六九〇号 昭和四十年十一月九日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 京都市伏見区向慶庚申町三四 田克徳外二百九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七三七号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 東京都中央区越前堀二ノ二八 鈴木 木栄外六百五十名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第七三八号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対に関する請願
請願者 横浜市戸塚区吉田町一、一〇二 石川英雄外千六百名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第五四号 昭和四十年十月六日受理
日韓条約批准阻止、アメリカのベトナム侵略反対に関する請願
請願者 東京都千代田区神田一ツ橋教育会 館内日本母親大会連絡会内 山家 和子外二千二百九十九名
紹介議員 藤原 道子君
第十一回日本母親大会に集まつた三万人の母親は、戦争の危険を防ぎ、国民の生活を守るため、当面、もつとも重要な左記の二点について、強く要求するとの請願。
一、日韓条約の批准をしないこと。
二、アメリカのベトナム侵略に反対し、いつさいの協力を拒否すること。

理由
第十一回日本母親大会は、大会二日間の討議を通じて、わたくしたちをとりまく情勢が非常に緊迫していることを認めた。政府は、この国会で日韓条約の批准を行なおうとしているが、朝鮮が南北に分断されている今日、南半分の韓国とだけ国交を回復することは不当であるばかりでなく、これは日韓台を結ぶ軍事同盟となるものである。また、アメリカ軍の南ベトナム侵略及び北ベトナム爆撃により戦火はますます拡大しているが、日本政府は、戦略物資の輸送や補給ばかりでなく、最近ではB52機の発着を許し、原子力潜水艦を寄港させるなど、侵略戦争への加担を強化している。

第三四四号 昭和四十年十月二十一日受理
日韓友好条約批准促進に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町愛媛県議会議場 長 松尾武美
紹介議員 堀本 宜美君
本国会において日韓基本条約及び附属諸協定が承認されるよう、第百十五回愛媛県議会議定例会の議決により強く要望するとの請願。

理由
一、本条約は、両国政府の相互理解と善隣友好の精神により十四年にわたつた困難な交渉に終止符を打ち、去る六月二十二日基本条約をはじめとする各種協定に調印、今次国会にその批准の段階を迎えたが、日韓両国のためまことに喜ばしい。
二、本条約は、過去において不幸な関係にあつた両国が相互の平等と尊厳を確立し、一衣帯水の間にある両国の政治、経済、文化の上に進んで協力関係を打ち立て、相互の繁栄はもとよりアジアの平和と安定に大きく寄与しようとするものであつて、すでに韓国においてその批准を見ている今日、わが国における批准の承認は国際的信用と外交道義の上からも寸時も遅延を許し得ない。

第五五四号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願
請願者 東京都新宿区新宿一ノ八七全国生活と健康を守る会連合会内 赤岩 栄
紹介議員 野坂 参三君
国会は、ただちに、つぎの措置をとられたいとの請願。
一、「日韓条約」を批准しないこと。
二、アメリカのベトナム侵略と日本政府の協力をやめさせること。

理由
ベトナムにおけるアメリカの侵略戦争の狂暴化を拡大によつて、日本をめぐる情勢は、いま重大な事態をむかえてきている。日本政府は、アメリカの侵略的軍事行動に、沖縄、小笠原をはじめ日本本土の基地の使用を公然と許し、米原子力潜水艦の「寄港」承認等あらゆる面において積極的に協力している。
こうしたなかで、日本政府は、「日韓基本条約」と関係「諸協定」に調印し、令国会において批准を強行しようとしている。
「日韓条約」の批准は、戦時体制の強化と、自衛隊の朝鮮出兵を意図する「三矢計画」実施の第一歩

であり、日米安保条約を軸とする東北アジア軍事同盟を完成しアメリカのアジア支配体制の再編強化と、新たな侵略政策に深く結びついている。

アメリカと日本政府のこのような政策は、日本国憲法に明らかに違反し、日本国民はもちろんアジア諸国民の安全と平和を脅かし、さらに国民生活に対する極度の圧迫と破壊をもたらしつつある。

第五五五号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願
請願者 埼玉県入間郡大井村大井 山本源 蔵外二百五十五名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第五八四号 昭和四十年十一月五日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)
請願者 神奈川県横須賀市追浜本町一ノ八 七 野沢克也外三百七十名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六一六号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ三 六 塩見則子外二千九百三十五名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六一七号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)
請願者 東京都世田谷区八幡山町一八七 小林功長外四千五百五十六名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六一八号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(四通)
請願者 東京都豊島区堀内一二五 渡辺 アイ外三千九百四十名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第六九一号 昭和四十年十一月九日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願
請願者 宮城県名取郡岩沼町新野原 長 田貞雄外五千二百八名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第七四二号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)
請願者 東京都中野区野方六ノ一三ノ五 西田洋子外五千七百七十六名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第七四三号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)
請願者 東京都杉並区成宗二ノ六三四 山 本蔵外五千五百七十七名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第七四四号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区松原町六ノ三七ノ一〇 土屋和子外三千六百六十九名
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第七四五号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願(四通)
請願者 東京都板橋区大和町二四 野呂昭 外一万二千四百四十五名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第五五六号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願
請願者 東京都中央区八重洲五ノ七日亜海 運株式会社取締役社長 長谷川光 孝外二千二百五十名

紹介議員 春日 正一君
国会は、ただちに、つぎの措置をとりたいとの請願。
一、二、は、第五五五号と同じである。
三、政府をして中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国との貿易差別を撤廃し、全面的拡大のための行政的措置をすみやかに実施させること。

第五五七号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願
請願者 兵庫県川西市小花草大垣内三四ノ六 釜屋修外二千六百六十四名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五五八号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

争反対等に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季九三七ノ一 遠 藤徳三郎外千三百二十五名
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第五五九号 昭和四十年十一月四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)
請願者 東京都中野区柴町二ノ二九 野口 みよ子外九百四十七名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第六一九号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願
請願者 東京都中野区江古田四ノ一二ノ一 三 西村敏明外四百名

紹介議員 岩間 正男君
左記事項の実現を図りたいとの請願。
一、日韓基本条約と関係諸協定の批准に反対し、これを認めず、日韓会談を中止すること。朝鮮人民による南北朝鮮の自主的、平和的統一を促進し、正常な日朝関係の樹立に努力すること。
二、アメリカのベトナム民主共和国に対する侵略を停止し、南ベトナム政府への援助をやめ、安保条約を破棄し、沖縄、小笠原の即時返還と米軍基地の撤去を要求すること。

第六二〇号 昭和四十年十一月八日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願
請願者 東京都立川市柴崎町 鈴木洋子外 千百十四名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第七四六号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北九州市八幡区香月町若崎 三上
ミサヲ外千六百四十名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第七四七号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市中島町 今村卓外八
千五十名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第七四八号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(三通)

請願者 石川県小松市軽海町 奥田清外九
千六百十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第七一九号 昭和四十年十一月十日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台四ノ三四ノ
一九富士見丘静風社療養所静友会
内 佐々木恒雄外百名
紹介議員 藤原 道子君

国会が「日韓基本条約」の批准に反対するより、左記の措置を講ぜられたいとの請願。
一、「日韓基本条約」の批准を絶対にやめること。
二、千八百億円にも及ぶ賠償は社会保障費にまわすこと。

理由
佐藤内閣は、この臨時国会において「日韓基本条約」の批准を強行しようとしている。「日韓基本

条約」は、日本を戦争にひきずりこみ、また、経済協力という名のもとに入億ドル以上の金を注ぎこみ、わたしたちの療養生活をいつそう苦しいものにする。しかも、この条約は、南北朝鮮の平和的な統一をはばみ、日朝両国民の真の友好を破壊するものである。

第七三九号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区赤堤町一ノ一九ノ
五 本山澄夫外三百五十名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第七四〇号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願
請願者 東京都府中市小柳町四ノ一四 宮
本尚彦外百名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第七四一号 昭和四十年十一月十一日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願(二通)
請願者 東京都武蔵野市緑町一ノ五ノ五
崎山初子外千四百八十一名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。